

鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市就農条件整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、将来、本市の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）であつて、鳥取県就農条件整備事業実施要領（平成20年5月20日付け第200800022636号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）第5の要件を満たすものとする。

(補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が行う実施要領第4に掲げる機械及び施設を整備する事業のうち、実施要領第6に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けたものとする。

2 当該事業の実施に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が10万円未満の場合又は当該年度の事業の実施に要した経費の合計額が30万円未満の場合は、補助対象としない。ただし、本事業及び鳥取県が実施する本事業以外の事業を活用して機械及び施設の整備に要した経費との合算が単年度でみて30万円を上回る場合には、補助対象事業とする。

3 補助対象者は、補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業を行うために必要な施設を有し、当該施設で事業を行う者をいう。以下同じ。）へ発注するよう努めなければならない。

4 本補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要した経費とする。ただし、工事請負費及び委託費に該当するもの（同等と認められるものを含む。）については、県内事業者へ発注したもの（あらかじめ、やむを得ない理由により県内事業者への発注が困難であると市が認めたものを含む。）に限る。

(補助金の額の算定及び交付)

第5条 本補助金は、補助対象事業の実施に要した経費の額（仕入控除税額（間接補助事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和

25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。以下「事業費」という。)に2分の1を乗じて得た額(小数点以下切り上げ。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 事業費の上限額は、認定新規就農者1人当たり1,200万円とする。
- 3 本補助金の交付は、第3条に掲げる者が営農を開始してから最大5年間に限り行うものとする。ただし、認定新規就農者が就農後に法人化して認定新規就農者となった場合には、法人化する前の営農期間も含め、就農から5年以内とする。
- 4 就農に必要な実施要領第4の2に掲げる対象機械及び施設を事前に整備する必要がある場合には、営農開始日より前に事業を実施することができる。
- 5 ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した場合は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災に対する補償を必須とするものに限る。)に加入しなければならない。

(交付申請)

- 第6条 規則第4条に規定する交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、鳥取市就農条件整備事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書(別紙様式)によるものとする。
- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む事業費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で申請することができる。
 - 3 規則第4条の規定による交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 施設又は機械の区分、構造、能力等の変更

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、鳥取市就農条件整備事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書（別紙様式）によるものとする。

- 2 規則第12条の規定による実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了、中止若しくは廃止の日から10日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、事業費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、その超える額に対応する額を返還しなければならない。

（補助事業者の離農等による交付決定の取消し等）

- 第11条 補助事業者が本補助金を活用して整備した機械又は施設の耐用年数期間内において、当該青年等就農計画の実施に係る適切な農業経営が困難となった（青年等就農計画の認定要件を満たさなくなったとき又は離農するときを含む。）ため営農の中止（青年等就農計画の認定の取消しを含む。）をした場合は、規則第13条第1項の規定により本補助金の交付の決定を取り消し、本補助金（当該補助事業者に係る額に限る。）の返還を命ずるものとする。なお、営農の中止の手続きは、実施要領第11に定めるところによるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業者が死亡した場合又は当該補助事業者が不慮の事故等により身体に障害を受けたことにより営農の継続が不可能となった場合は、本補助金の返還を命じないことができる。

（財産の処分制限）

- 第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。ただし、補助事業者が第11条第1項の規定により本補助金の返還を命じられ財産を処分する場合にあっては、この限りでない。
- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

- 第13条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(営農状況報告等)

第14条 補助事業者は、農業改良普及所の経営指導を受けるものとし、農業改良普及所は補助事業者に対し経営指導に必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 補助事業者は、就農後5年間、毎年3月末日までに、営農状況報告(実施要領様式第1号)に青年等就農計画の達成状況等に係る報告(「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564農林水産省経営局長通知)の第5の2の5に規定される参考様式11-1をいう。なお、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第6の2の(6)アの規定に基づき、就農状況報告を提出している場合は、その写しでも可とする。)等の経営管理の状況が分かる資料、青色申告決算書(青色申告を実施していない者は収支内訳書)の写し及び出荷成績(出荷・販売数量、品質等)が分かるものを添付して市長に報告するものとする。
- 3 市長は、経営目標に対して実績が著しく劣る等、経営改善が必要と判断した補助事業者に対して、就農後6年目から本事業により整備した機械及び施設の耐用年数が経過するまでの間、前項の規定に準じた資料の提出を求めることができるものとし、関係機関とともに経営改善に向けた指導・助言を行うこととする
- 4 市長は、補助事業者が営農状況の報告に係る資料を提出しない場合は、補助事業者に対し、既に交付した本補助金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年2月10日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の事業から適用する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成23年3月31日以前に本事業及び経営体育成交付金(平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知)の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。ただし、この要綱による改正後の鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱第10条第1項後段の規定は、平成25年3月31日以前に実施した事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定（当該年度の事業の実施に要した経費の合計額が30万円未満の場合）については、平成24年3月31日までに実施要領第7により認定を受けた営農計画又は、第8により認定を受けた営農計画の変更による事業計画に基づき整備する機械・施設については、適用しない。
- 3 平成25年3月31日以前に本補助金若しくは経営体育成交付金又は経営体育成支援事業（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「国事業」という。）の交付決定を受けた者に対する補助対象経費の上限については、この要綱による改正前の鳥取市就農条件整備事業費補助金交付要綱第5条第2項に規定するところによるものとする。ただし、平成25年3月31日までに実施要領第7又は第8に規定する営農計画の認定を受け、同日までに国事業の交付決定を受けていない者にあつては、当該営農計画で認められた補助対象経費及び国事業に係る間接補助対象経費の合計額を、補助対象経費の上限とすることができるものとする。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。ただし、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条に規定する就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は平成29年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

年度就農条件整備事業計画書（又は実績報告書）

1 事業の目的

2 年度（ 年目）の事業計画（又は事業実績）

事業内容 (必要な機械施設)	事業費	事業費の負担方法			融資 該当 の有無
		市町村	青年等 就農資金	その他	
	円	円	円	円	
計					

注：事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、「融資当の有無」欄に「有」と記載の上、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

3 県内事業者への発注（工事請負費及び委託費に限る。）が困難である場合の理由

（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に記載し、必要に応じて参考資料を添付すること。）

注：交付決定後に県内事業者への発注が困難となった場合は、その都度その理由等について市へ協議すること。

4 青年等就農計画の認定（事業計画書の場合のみ）

	当初	変更（回目）	変更（回目）	変更（回目）
認定期日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

注：事業開始年度及び変更認定があった場合のみ青年等就農計画及び認定書の写しを添付すること。

5 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

注：他の類似の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用補助金の概要

注：活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

(3) その他

注：補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

6 消費税の取り扱い（一般課税・簡易課税・免税）

注：いずれか該当するものに○をすること。

7 添付書類

事業計画書を提出するときは以下の（１）から（５）までの資料を、実績報告書を提出するときは（１）及び（５）の資料を添付すること。

- (1) 事業費の詳細がわかる資料（見積書又は領収書、売買契約書の写し等）
- (2) 機械等の能力等がわかるカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、青年等就農計画に掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較、判断される資料
- (3) 特定のメーカーの機種を選定する場合は「機種選定理由書」。なお、選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入すること。また、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。
- (4) 農業協同組合、農業公社からリースする場合は、契約書の写し又はリース料の算定が分かる資料を添付すること。
- (5) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番及び建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）に基づき、予定している手続きを記載した資料。（実績報告書には、当該手続きを行ったことがわかる資料を添付すること。）

年度就農条件整備事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算（本年度精算）額	比較増減	備考
市補助金				
就農支援資金				
その他				
計				

2 支出の部

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算（本年度精算）額	比較増減	備考
事業費				
計				

3 事業完了予定年月日（完了年月日）

別紙

種目・項目 (機械・施設等の名称)	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他
			円	年	

※ 記入欄は、必要に応じて追加すること。

年 月 日

鳥取市長 様

職 住 所
氏 氏 名

年度鳥取市就農条件整備事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取市就農条件整備事業補助金について、鳥取市就農条件整備事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付の確定額 (年月日付第号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 参考となる資料を添付すること。